官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**総務**一〇六）　二
〔規　則〕
○計算証明規則の一部を改正する規則（**会計検査院**六）　三
〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（**厚生労働**三〇七）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ⑴の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（**同**三〇八）　三
○発電用施設周辺地域整備法第三条第一項の規定に基づき、地点を指定した件（**経済産業**一七三）　三
〔その他告示〕
○令和八年新年祝賀の儀を行われる件（**宮内庁**一四）　三
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**一四四）　四
○厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十二条第六項の規定により読み替えられた同法附則第四十七条第一項の規定による企業年金基金を指定する件の一部を改正する件（**財務**三〇六）　四
○農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第二十五条の規定に基づく登録実施事務の廃止の届出があった件（**農林水産**一八一一）　四
○国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（**特許庁**九）　五
○特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（**同**一〇）　五
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**国土交通**一〇三〇、一〇三一、一〇三六、一〇三七）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**一〇三二～一〇三五）　五
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の廃止をした件（**観光庁**一三）　六
○厚生省告示第三百二十七号をもって指定した「国民保養温泉地　ニセコ温泉郷」の地域を変更する件（**環境**八九）　六
○建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定を更新する件（**中国地方整備局**八三）　七
○道路に関する件（**九州地方整備局**一二九、一三〇）　七
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　内閣府　東京都　新潟県　石川県　愛知県　福岡県　横浜市　川崎市　広島市　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項　九
情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に定める国土交通大臣の権限又は事務について委任を行うこととした件（国土交通省）　九
登録免許税法に規定する納付受託者の指定（同）　九
情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に規定する指定納付受託者の指定（国土交通省住宅局）　九
油濁防止管理者養成講習の実施について（北海道運輸局・東北同・関東同・北陸信越同、中部同・近畿同・中国同・四国同・九州同・神戸運輸監理部・沖縄総合事務局）　九
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（長野労働局最低賃金公示三、熊本同二・三）　一〇
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（法務省告示配一四七、一四八）　一〇
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同一四九）　一〇
〔地方自治事項〕　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一二
会社その他　三〇

省　令

○総務省令第百六号

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）別表第九号及び第十四号の規定に基づき、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月一日

総務大臣　林　芳正

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第九号の総務省令で定める事務） **第九条**　法別表第九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十二　略］ 十三　国民健康保険法施行規則第七条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第二項の規定による資格確認書の受領、同条第三項の規定による資格確認書の交付、同条第四項の規定により返還される資格確認書の受領、同条第五項（同令第七条の三の二第三項及び第七条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定による確認 ［十四～二十六　略］ 二十七　国民健康保険法施行規則第二十七条の五の二第一項の規定により返還される資格確認書の受領又は同条第二項の規定による通知	（法別表第九号の総務省令で定める事務） **第九条**　法別表第九号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～十二　同上］ 十三　国民健康保険法施行規則第七条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第二項の規定による資格確認書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第十六条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十条の規定による改正前の国民健康保険法による被保険者証又は被保険者資格証明書を含む。）の受領、同令第七条第三項の規定による資格確認書の交付、同条第四項の規定により返還される資格確認書の受領、同条第五項（同令第七条の三の二第三項及び第七条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定による確認 ［十四～二十六　同上］ 二十七　国民健康保険法施行規則第二十七条の五の二第一項の規定により返還される資格確認書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第二百六十号）附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた保険料を納付しない場合において返還される被保険者証を含む。）の受領又は国民健康保険法施行規則第二十七条の五の二第二項の規定による通知
［二十八～四十六　略］ （法別表第十四号の総務省令で定める事務） **第十四条**　法別表第十四号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第二条第三号の規定による求めの受付、その求めの形式の確認又は当該求めに係る書面の引渡し 四　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五十四条の二第一項の規定により返還される資格確認書の受領 ［五～十八　略］	［二十八～四十六　同上］ （法別表第十四号の総務省令で定める事務） **第十四条**　法別表第十四号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　同上］ 三　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第二条第三号の規定による求めの受付、その求めの形式の確認又は当該求めに係る書面（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者証を含む。）の引渡し 四　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五十四条の二第一項の規定により返還される資格確認書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令附則第十条の規定によりなお従前の例によることとされた保険料を納付しない場合において返還される被保険者証を含む。）の受領 ［五～十八　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年十二月二日から施行する。

規　則

○会計検査院規則第六号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月一日

会計検査院長　原田　祐平

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一独立行政法人福祉医療機構の項を次のように改める。

独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第二十二条	同法第十六条第二項（同法附則第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第三項	共通政令第二十二条第一項本文（独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）附則第五条の二第十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
		同法附則第五条の二第八項	独立行政法人福祉医療機構法施行令附則第五条の二第一項

別表第二株式会社ＩＮＣＪの項を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第三百七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十二月一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１ １～1217　（略） 1218　植込み型横隔神経電気刺激装置	**別表第１** １～1217　（略） （新設）

○厚生労働省告示第三百八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十二月一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、1066、1067、1069、1072、1079、1083、1086から1090まで、1093から1095まで、1098、1099、1101から1103まで、1107、1116、1118、1121、1122、1126、1128、1129、1131、1135、1139、1143、1145、1147、1156から1158まで、1160、1162、1163、1172から1174まで、1178、1180、1184、1185、1188から1190まで、1204、1206、1208、1210、1214から1216まで及び1218に掲げる高度管理医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）別表第一の1から326まで、1066、1067、1069、1072、1079、1083、1086から1090まで、1093から1095まで、1098、1099、1101から1103まで、1107、1116、1118、1121、1122、1126、1128、1129、1131、1135、1139、1143、1145、1147、1156から1158まで、1160、1162、1163、1172から1174まで、1178、1180、1184、1185、1188から1190まで、1204、1206、1208、1210、1214、1215及び1216に掲げる高度管理医療機器

○経済産業省告示第百七十三号

発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第三条第一項の規定に基づき、次のように地点を指定したので、告示する。

令和七年十二月一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

秋田県湯沢市皆瀬字桁倉地内

その他告示

○宮内庁告示第十四号

令和八年新年祝賀の儀を次のように行われる。

令和七年十二月一日

宮内庁長官　西村　泰彦

令和八年一月一日、天皇皇后両陛下は、宮中において次のように祝賀をお受けになる。

一　午前十時

皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王

二　午前十一時

内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官及び内閣法制局長官並びに以上の者の配偶者

衆議院及び参議院の議長、副議長及び議員八十人（特記した議員を除く。）並びに以上の者の配偶者

最高裁判所長官、最高裁判所判事、最高裁判所事務総長及び最高裁判所事務次長並びに高等裁判所長官並びに以上の者の配偶者

三　午前十一時三十分

会計検査院長、検査官、人事院総裁、人事官、副大臣、公正取引委員会委員長、検事総長、次長検事、検事長及び原子力規制委員会委員長並びに各省庁の事務次官等で宮内庁長官の指定する者十五人並びに都道府県の知事十二人及び都道府県議会の議長十二人並びに以上の者の配偶者

四　午後二時

各国の外交使節団の長及びその配偶者等

○

参列者は、各時刻の十五分前までに皇居に参入のこと。

服装

男子　燕尾服、紋付羽織袴又はこれらに相当する制服等（モーニングコートも可）

女子　ロングドレス、白襟紋付又はこれらに相当する制服等

勲章着用

○法務省告示第百四十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年十二月一日

法務大臣　平口　洋

千葉地方法務局所属	飯畑　勝之
水戸地方法務局所属	有竹　茂一
同	桂　大輔
同	石原　直弥
同	鈴木　和男
同	堀　恩惠
同	岡野　典章
同	菅原　武志
宇都宮地方法務局所属	野崎　昌利
同	岩坂　敏光
同	石原　誠二
同	和久本圭介
同	古谷　剛司
前橋地方法務局所属	吉田　幸久
同	堀内　龍也
同	中崎　俊彦
同	鈴木　朗
同	中山　敏之
同	大谷　勝好
静岡地方法務局所属	綿谷　修
同	櫻井　達朗
同	名倉　俊一
同	伊藤　秀道
同	森田　久弘
同	山根　薫
同	梶　智紀
同	植木　裕
同	岩崎　琢治
同	中村　雅人
同	島村　浩昭
同	市原　久幸
同	鈴木　敏宏
甲府地方法務局所属	藤井　理
同	亀田　雅子
同	澤田　潤
長野地方法務局所属	田玉　修一
同	福光　洋子
同	岡田　治彦
同	髙澤　弘幸
同	福田　克則
同	渡辺　英樹
同	大澤　新一
同	三宅　義寛
同	秤屋　雄一
新潟地方法務局所属	東方　良司
同	渡邉　雅則
同	大串　雅里
同	星野　辰守
同	宮城　安
同	片山　徳征

○財務省告示第三百六号

厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第四十七条第四項の規定に基づき、同法附則第五十二条第六項の規定により読み替えられた同法附則第四十七条第一項の規定による企業年金基金を指定する件（平成十九年八月財務省告示第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月一日

財務大臣　片山さつき

第一号中「エヌ・ティ・ティ企業年金基金」を「ＮＴＴ企業年金基金」に改め、第二号及び第三号中「東京都千代田区大手町二丁目二番二号」を「東京都千代田区内神田三丁目六番二号」に改める。

○農林水産省告示第千八百十一号

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二十五条の規定に基づき、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構から登録実施事務の廃止をすることについて、次のように届出があったので、同法第三十一条第二号の規定に基づき公示する。

令和七年十二月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　廃止しようとする登録実施事務の範囲

登録実施事務の全て

二　廃止をしようとする年月日

令和七年十二月一日

三　廃止の理由

本法人の公益目的支出計画の終了日である令和十一年三月三十一日に向け、同計画の継続事業を順次縮小させることとなり、継続事業に含まれる登録実施機関の事務については、登録実施機関の登録期間が満了する令和七年十一月三十日に合わせて廃止するため。

○特許庁告示第九号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十九条第一号及び第二号並びに第八十一条の規定に基づき、昭和五十三年特許庁告示第二号（国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月一日

特許庁長官　河西　康之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　千三百三十スイス・フラン　二十五万五百円	一　千三百三十スイス・フラン　二十四万二千七百円
二　十五スイス・フラン　二千八百円	二　十五スイス・フラン　二千七百円
三　二百スイス・フラン　三万七千七百円	三　二百スイス・フラン　三万六千五百円
四　三百スイス・フラン　五万六千五百円	四　三百スイス・フラン　五万四千七百円

附　則

1　この告示は、令和八年一月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定（第三号に係る部分を除く。）は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○特許庁告示第十号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第八十条の規定に基づき、昭和六十年特許庁告示第二号（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月一日

特許庁長官　河西　康之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一　欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁　三十二万三千七百円 二　シンガポール知的所有権庁　二十七万二千九百円 三　インド特許庁　一万六千九百円（個人にあつては、四千二百円）	特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が特許協力条約に基づく規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額は、次の各号に掲げる国際調査機関に応じ当該各号に定める金額とする。 一　欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁　三十一万七千六百円 二　シンガポール知的所有権庁　二十六万四千円 三　インド特許庁　一万七千六百円（個人にあつては、四千四百円）

附　則

1　この告示は、令和八年一月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地の表示

水無沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県日光市細尾町

字七郎四畑国有林　六一五林班　一号から十九号まで

六九九番六　れ小班　二十号から三十号まで及び四十三号から四十五号まで

六九九番四　三十一号から三十五号まで及び四十号から四十二号まで

七〇三番六　三十六号から三十九号まで

六九九番一五　四十六号から五十三号まで

○国土交通省告示第千三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県伊那市高遠町長藤の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°50′56.7795″	138°04′17.0553″
2	35°50′55.8158″	138°04′16.5423″
3	35°50′56.0528″	138°04′15.5845″
4	35°50′57.1551″	138°04′13.8824″
5	35°50′57.9871″	138°04′13.8522″
6	35°50′58.4134″	138°04′15.9373″
7	35°51′01.9909″	138°04′17.4278″
8	35°51′01.9574″	138°04′19.1146″
9	35°51′01.3041″	138°04′19.0909″
10	35°51′00.7420″	138°04′19.1065″
11	35°51′00.3637″	138°04′19.1006″
12	35°51′00.2865″	138°04′19.0882″
13	35°51′00.2656″	138°04′18.2330″
14	35°50′57.5059″	138°04′16.9035″

○国土交通省告示第千三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

六角堂一号沢

二　砂防法第二条の土地の表示

栃木県栃木市平井町の区域内の土地のうち、次の一点から二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°21′46.5530″	139°41′55.4248″
2	36°21′46.4744″	139°41′55.5115″
3	36°21′45.6160″	139°41′55.4516″
4	36°21′45.2615″	139°41′55.3866″
5	36°21′44.6138″	139°41′55.3373″
6	36°21′43.9617″	139°41′55.3842″
7	36°21′43.5561″	139°41′55.2674″
8	36°21′43.0944″	139°41′55.2732″
9	36°21′43.1649″	139°41′56.3163″
10	36°21′42.7188″	139°41′56.5633″
11	36°21′42.0973″	139°41′56.5703″
12	36°21′41.7967″	139°41′56.4502″
13	36°21′41.1843″	139°41′55.8614″
14	36°21′40.7457″	139°41′55.1112″
15	36°21′40.0821″	139°41′54.3074″
16	36°21′41.2394″	139°41′53.8993″
17	36°21′42.1188″	139°41′54.0747″
18	36°21′42.7058″	139°41′54.9362″
19	36°21′42.9579″	139°41′54.9799″
20	36°21′43.3299″	139°41′54.9864″
21	36°21′45.1458″	139°41′55.0733″
22	36°21′46.4241″	139°41′55.2008″

○国土交通省告示第千三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鳴谷川支流

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

滋賀県東近江市上平木町

字鳴谷　二〇四九番一　一号

二〇五八番　三号

二〇三〇番一　四号から七号まで

二〇四八番　二十九号から三十二号まで

二〇四五番　三十三号及び三十四号

字東山　二〇一八番一七　二号、八号から十二号まで、二十五号及び二十六号

二〇一八番一六　十三号、二十二号から二十四号まで

二〇一八番一　十四号から二十一号まで

二〇四七番　二十七号及び二十八号

○国土交通省告示第千三十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

秋山沢

二　砂防法第二条の土地の表示

宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線、十三点と十四点を昭和五十六年建設省告示第九百四十八号で指定した同号十一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、十四点から三十七点までを順次結んだ線及び一点と三十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	38°05′59.7866″	140°32′46.0777″
2	38°06′00.2792″	140°32′44.8939″
3	38°06′00.7498″	140°32′43.8878″
4	38°06′01.2859″	140°32′42.6852″
5	38°06′02.4846″	140°32′41.9916″
6	38°06′03.7774″	140°32′38.4846″
7	38°06′03.6997″	140°32′35.1158″
8	38°06′04.1877″	140°32′34.3826″
9	38°06′04.4411″	140°32′34.0119″
10	38°06′04.9992″	140°32′32.2678″
11	38°06′05.3571″	140°32′31.9160″
12	38°06′05.3133″	140°32′31.5364″
13	38°06′05.0086″	140°32′31.2054″

14	38°06′07.4893″	140°32′26.9988″
15	38°06′07.4549″	140°32′28.3831″
16	38°06′06.8816″	140°32′30.7266″
17	38°06′05.9011″	140°32′31.7301″
18	38°06′05.7271″	140°32′32.0200″
19	38°06′05.5234″	140°32′32.7789″
20	38°06′05.3536″	140°32′34.1995″
21	38°06′05.3962″	140°32′36.7002″
22	38°06′05.2072″	140°32′37.6104″
23	38°06′05.1501″	140°32′38.2585″
24	38°06′05.0397″	140°32′38.6684″
25	38°06′04.7040″	140°32′39.4329″
26	38°06′02.3189″	140°32′44.5880″
27	38°06′02.3557″	140°32′44.9534″
28	38°06′02.6208″	140°32′45.3223″
29	38°06′02.8029″	140°32′45.3866″
30	38°06′03.3954″	140°32′45.4594″
31	38°06′03.5215″	140°32′45.2326″
32	38°06′03.7758″	140°32′45.2306″
33	38°06′03.8690″	140°32′45.3643″
34	38°06′04.5416″	140°32′45.2625″
35	38°06′04.5862″	140°32′45.6420″
36	38°06′00.9706″	140°32′45.8705″
37	38°06′00.9095″	140°32′46.0348″

○国土交通省告示第千三十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北山近川

二　砂防法第二条の土地の表示

山口県光市上島田三丁目及び同市大字島田の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°59′12.3819″	131°57′39.7001″
2	33°59′11.4825″	131°57′41.2395″
3	33°59′10.2605″	131°57′41.2180″
4	33°59′10.1084″	131°57′42.4726″
5	33°59′10.4817″	131°57′43.8516″
6	33°59′10.2582″	131°57′44.3185″
7	33°59′08.1080″	131°57′44.9256″
8	33°59′07.8557″	131°57′44.7515″
9	33°59′07.9081″	131°57′42.9153″
10	33°59′08.2642″	131°57′42.1715″
11	33°59′09.4477″	131°57′41.9016″
12	33°59′09.7782″	131°57′40.5689″
13	33°59′10.6762″	131°57′40.7160″
14	33°59′11.5448″	131°57′40.1316″
15	33°59′12.1556″	131°57′39.3548″

○国土交通省告示第千三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年十二月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大木沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県伊那市高遠町長藤の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°50′47.7830″	138°04′20.0327″
2	35°50′47.6386″	138°04′19.0523″
3	35°50′46.6718″	138°04′18.9132″
4	35°50′46.4883″	138°04′18.3595″
5	35°50′46.8353″	138°04′16.0066″
6	35°50′47.2851″	138°04′15.7781″
7	35°50′48.3198″	138°04′16.7405″
8	35°50′49.0352″	138°04′17.9591″
9	35°50′48.3122″	138°04′18.7818″
10	35°50′47.9491″	138°04′18.8982″
11	35°50′48.0999″	138°04′19.9346″

○観光庁告示第十二号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十九の規定に基づき、ＪＭＴＳ株式会社（登録研修機関第六十八号）から研修業務を廃止する届出があったので、同法第十二条の二十八第三号の規定により次のとおり公示する。

令和七年十二月一日

観光庁長官　村田　茂樹

一　廃止しようとする研修業務の範囲　全ての研修業務

二　研修業務を廃止しようとする日　令和七年十一月二十四日

三　研修業務を廃止しようとする理由　今後の旅程管理研修業務の開催を見込んでいないため

○環境省告示第八十九号

温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二十九条の規定に基づき、「国民保養温泉地　ニセコ温泉郷」の地域を変更したので、温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）第二十条の規定により、変更後の当該地域を次のとおり公示する。

変更後の地域を表示した図面は、環境省、北海道庁、蘭越町役場及びニセコ町役場に備え付けて供覧する。

令和七年十二月一日

環境大臣　石原　宏高

名称　国民保養温泉地　ニセコ温泉郷

地域　北海道磯谷郡蘭越町の一部及び虻田郡ニセコ町の一部

点	北緯	東経
1	35°16′26.6080″	137°54′52.6829″
2	35°16′30.1709″	137°54′53.7541″
3	35°16′30.3476″	137°54′54.7535″
4	35°16′21.4647″	137°54′54.9335″
5	35°16′15.4978″	137°54′50.0084″
6	35°16′11.6951″	137°54′49.1140″

○中国地方整備局告示第八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十五年中国地方整備局告示第九十号の一部を令和七年十二月一日付けをもって次のように改正したので告示する。

令和七年十二月一日　中国地方整備局長　杉中　洋一

別表の指定番号一の項、確認検査の業務を行う事務所の所在地の欄を次のように改める。

イ　本店	広島県広島市中区国泰寺町一丁目三番三十二号
ロ　山陰支店	島根県松江市袖師町二番三十八号
ハ　山陰支店　出雲出張所	島根県出雲市駅南町三丁目十三番四号
ニ　岡山支店	岡山県岡山市北区厚生町三丁目一番十五号
ホ　山口支店	山口県山口市小郡下郷三千百五十一番地一
ヘ　米子支店	鳥取県米子市加茂町二丁目二百四番地
ト　周南支店	山口県周南市岐山通二丁目十六番地
チ　広島支店	広島県広島市中区国泰寺町一丁目三番三十二号
リ　福山支店	広島県福山市入船町一丁目五番二十二号

○九州地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月一日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
諫早市下大渡野町八三番四から同市西栄田町七五六番四まで	前	三七・二〇～一〇四・八二メートル
	後	二一・一七～七九・七八メートル 一・七〇六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月一日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	霧島市隼人町住吉字龍波見一九一四番から同市隼人町眞孝字中道一三五一番一まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月一日

国会事項

衆議院

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を改正する規則は、十一月二十七日次のとおり議決された。

第一条　衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を次のように改正する。

第九十二条中「四十人」を「三十六人」に、「四十五人」を「四十一人」に改める。

第二条　衆議院規則の一部を次のように改正する。

第九十二条中「三十六人」を「三十五人」に、「四十一人」を「四十人」に改める。

附　則

この規則中第一条の規定は第二百二十回国会の召集の日から、第二条の規定はこの規則の議決の日以後初めてその期日を公示される衆議院議員総選挙の後初めて召集される国会の召集の日から施行する。

議決通知

十一月二十七日本院は食品安全委員会委員に春日文子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は個人情報保護委員会委員に藤村明子、木田俊昭、藤井英治及び新保史生を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は証券取引等監視委員会委員長に中原亮一を、同委員に加藤さゆり及び橋本尚を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は電気通信紛争処理委員会委員に笠井之彦、三尾美枝子、小塚荘一郎、中條祐介及び前原賀代を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は電波監理審議会委員に大久保哲夫を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は日本放送協会経営委員会委員に岩井睦雄、前田香織及び榊原陽子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は中央更生保護審査会委員に久保美紀を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は運輸審議会委員に堀川義弘及び大石美奈子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は運輸安全委員会委員に堂園正人、古川敦、大野寛之、鈴木美緒及び新妻実保子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公害健康被害補償不服審査会委員に星景子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

議案提出

十一月二十七日委員長から提出した議案は次のとおりである。

衆議院規則の一部を改正する規則案（議院運営委員長提出）

議案送付

十一月二十七日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案

医療法等の一部を改正する法律案（第二百十七回国会内閣提出、本院継続審査）

参議院

議事日程

十一月二十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第五号

令和七年十一月二十八日（金曜日）

午前十時開議

第一　租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

議案提出

十一月二十七日衆議院から次の議案が提出された。

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案（衆第五号）

議案受領

十一月二十七日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案（閣法第四号）

また、同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

医療法等の一部を改正する法律案（第二百十七回国会閣法第二一号、衆議院継続審査）

議案受領（予備審査）

十一月二十七日衆議院から次の議案が送付された。

愛知・名古屋アジア競技大会及び愛知・名古屋アジアパラ競技大会に関する特別措置法案（文部科学委員長提出）（衆第五号）

インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案（橋本幹彦外一名提出）（衆第六号）

議案送付（予備審査）
十一月二十七日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。
防諜に関する施策の推進に関する法律案（神谷宗幣外四名発議）
特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部を改正する法律案（神谷宗幣外四名発議）

質問主意書提出
十一月二十七日議員から次の質問主意書が提出された。
高市内閣総理大臣の所信表明演説における「基地負担軽減」発言に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第五四号）
辺野古新基地の建設事業に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第五五号）
高市内閣総理大臣の所信表明演説における「強い沖縄経済」発言に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第五六号）

報告書提出
十一月二十七日委員長から次の報告書を提出した。
租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（第二百十八回国会衆第一号）審査報告書

人事異動

内閣

（総務省大臣官房審議官（行政評価局担当））総務事務官　原嶋　清次
（総務省大臣官房審議官（税務担当））同　福田　毅
（財務省大臣官房参事官（大臣官房担当））財務事務官　上田　淳二
（財務省大臣官房審議官（主税局担当））同　植松　利夫
（財務省主計局次長）同　吉沢浩二郎
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）
（総務省行政評価局政策評価課長）総務事務官　黒田　忠司
（総務省自治税務局企画課長）同　市川　靖之
（総務省自治税務局都道府県税課長）同　水野　敦志
（総務省自治税務局市町村税課長）同　福冨　茂
（総務省自治税務局固定資産税課長）同　奥田　隆則
（財務省大臣官房総合政策課長）財務事務官　坂本　成範
（財務省主計局法規課長）同　原田　浩気
（財務省主計局主計官（内閣総括係、内閣第一係、内閣第二係、デジタル係、復興係、外務係、経済協力第一係、経済協力第二係担当））同　山本　庸介
（財務省主計局主計官（司法・警察係、経済産業第一係、経済産業第二係、経済産業第三係、環境第一係、環境第二係担当））同　内藤景一朗
（財務省主計局主計官（総務第一係、総務第二係、地方財政係、財務第一係、財務第二係担当））同　末光　大毅
（財務省主計局主計官（文部科学第一係、文部科学第二係、文部科学第三係、文部科学第四係、文部科学第五係担当））同　河本　光博
（財務省主計局主計官（厚生労働総括係、厚生労働第一係、厚生労働第二係、厚生労働第三係、厚生労働第四係、厚生労働第五係、厚生労働第六係、厚生労働第七係、こども家庭係担当））同　大来　志郎
（財務省主計局主計官（農林水産第一係、農林水産第二係、農林水産第三係、農林水産第四係担当））同　宮下　賢章
（財務省主計局主計官（国土交通第一係、国土交通第二係、国土交通第三係、国土交通第四係、国土交通第五係、国土交通第六係、公共事業総括第一係、公共事業総括第二係担当））同　山川　清徳
（財務省主計局主計官（防衛第一係、防衛第二係、防衛第三係担当））同　馬場　啓明
（財務省主税局総務課主税企画官）同　木原　健史
（財務省主税局調査課長）同　仲　信祐
（財務省主税局税制第一課長）同　田中　勇人
（財務省主税局税制第二課長）同　片山健太郎
（財務省主税局税制第三課長）同　佐藤　隆夫
（財務省主税局参事官付国際租税総合調整官）同　宇多村哲也
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）（以上十一月二十五日）

内閣府

金融審議会委員に任命する（十一月二十八日）
小原　成朗

東京都

○公安委員会委員再任
廣瀬道明委員及び木村光江委員は、十月二十日再任された。
○人事委員会委員任命
山極清子委員は、十月二十七日任期満了し、十月二十八日次の者が任命された。
人事委員会委員　名執　雅子

新潟県

○教育委員会委員任命
三井田由香委員は、十月十七日任期満了し、欠員であったところ、同月二十一日次の者が任命された。
教育委員会委員　三井田由香

石川県

○教育委員会委員再任
新家久司委員は、十月八日再任された。
○人事委員会委員再任
持木一茂委員は、十月八日再任された。
○収用委員会委員再任
永井隆一委員及び武田昭男委員は、十月十一日再任された。

愛知県

○教育委員会委員任命
河野明日香委員は、十月二十日任期満了し、同月二十一日次の者が任命された。
教育委員会委員　高綱　睦美

福岡県

辞職　新　旧　大曲　昭恵（副知事）（十月十六日）
副知事　上田　哲子（十月十七日）

横浜市

辞職　新　旧　大久保智子（副市長）（十月三十一日）
副市長　鈴木　和宏
建築局長　職員　清田　伯人
都市整備局長　樹岡龍太郎（建築局長）（以上十一月一日）

川崎市

○人事委員会委員選任
瀧峠雅介委員は、十月十四日任期満了し、同月十五日次の者が選任された。
人事委員会委員　向坂　光浩

広島市

○人事委員会委員選任
飯田恭示委員は、十月十六日任期満了し、同月十七日次の者が選任された。
人事委員会委員　飯岡　久美

皇室事項

信任状捧呈式
十一月二十七日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在ヨルダン特命全権大使ナーセル・シュライデの信任状捧呈式を行われた。
十一月二十七日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在パキスタン特命全権大使アブドゥル・ハミードの信任状捧呈式を行われた。

御祝電
天皇陛下は、アルバニアの国祭日につき、十一月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、モーリタニアの独立記念日につき、十一月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、東ティモールの独立宣言日につき、十一月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に定める国土交通大臣の権限又は事務について委任を行うこととした件

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和４年法律第39号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、次の表の下欄に掲げる権限又は事務を、同表の上欄に掲げる機関に委任することとし、委任の効力の発生する日を令和７年12月１日とすることとしたので、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令（令和４年政令第254号）第２条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年12月１日

国土交通大臣　金子　恭之

委任を受ける機関	委任する権限又は事務
住宅局長	法第３章（第７条第１項を除く。）及び第４章の規定に基づく国土交通大臣の権限又は事務（国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令第85号）別表の１項に掲げる歳入等に係るものに限る。）
大臣官房会計課長	法第７条第１項の規定に基づく国土交通大臣の権限又は事務（国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和４年国土交通省令第85号）別表の１項に掲げる歳入等に係るものに限る。）

登録免許税法に規定する納付受託者の指定

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十四条の四第一項に規定する納付受託者を次のとおり指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十二月一日

国土交通大臣　金子　恭之

名称	事務所の所在地	指定をした日
株式会社ＮＴＴデータ	東京都江東区豊洲三丁目三番三号	令和七年十二月一日

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に規定する指定納付受託者の指定

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八条第一項に規定する指定納付受託者（国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和四年国土交通省令第八十五号）第四条第二項第一号に規定するクレジットカード等を使用する方法により歳入等を納付する場合の当該指定納付受託者に限る。）を次のとおり指定したので、同法第八条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年十二月一日

国土交通省住宅局長　宿本　尚吾

名称	所在地	歳入等の種類	指定をした日	納付開始日
株式会社ＮＴＴデータ	東京都江東区豊洲三丁目３番３号	国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則別表第一項イ及びロに規定する歳入等	令和七年十二月一日	令和七年十二月一日

油濁防止管理者養成講習の実施について

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十条に規定する油濁防止管理者を養成する講習として国土交通大臣が定める講習の実施に関し必要な事項を次のとおり公示する。

令和七年十二月一日

北海道運輸局長　井上　健二
東北運輸局長　吉田　昭二
関東運輸局長　藤田　礼子
北陸信越運輸局長　佐橋　真人

一　講習を実施する日時

オンライン講習　令和八年一月一日（木）から一月二十六日（月）午後五時まで

筆記試験　令和八年一月二十七日（火）　午後一時三十分から午後二時三十分まで

二　筆記試験を実施する場所

関東運輸局　十六階会議室

神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七番地

横浜第二合同庁舎

三　講習の対象者

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条の規定による海技免許（海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技免許を除く。）を受けている者又は同法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であって、本講習の受講を希望する者

四　受講申請の手続等

受講希望者は、受講申請書を、関東運輸局ホームページのトピックスに掲載の「令和七年度油濁防止管理者養成講習の実施について」から申し込み用ページにアクセスし、令和七年十二月一日（月）から令和七年十二月二十五日（木）までに受講申し込みを行うこと。

なお、受講の受付は先着順とし、受講申請者の数が会場の収容能力を上回る場合には、受講者を制限することもあり得る。

五　講習に関する問い合わせ先

郵便番号　二三一－八四三三

神奈川県横浜市中区北仲通五丁目五十七番地

横浜第二合同庁舎

関東運輸局海上安全環境部船舶安全環境課

電話番号　〇四五－二一一－七二二一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第十条に規定する油濁防止管理者を養成する講習として国土交通大臣が定める講習の実施に関し必要な事項を次のとおり公示する。

令和七年十二月一日

中部運輸局長　中村　広樹
近畿運輸局長　服部　真樹
中国運輸局長　金子　修久
四国運輸局長　田村　顕洋
九州運輸局長　日向　弘基
神戸運輸監理部長　峰本　健正
沖縄総合事務局長　小八木大成

一　講習を実施する日時

オンライン講習　令和八年一月一日（木）から一月二十六日（月）午後五時まで

筆記試験　令和八年一月二十七日（火）　午後一時三十分から午後二時三十分まで

二　筆記試験を実施する場所

近畿運輸局　十階海技試験室

大阪府大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号　大阪合同庁舎第四号館

三　講習の対象者

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第四条の規定による海技免許（海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格についての海技免許を除く。）を受けている者又は同法第二十三条第一項の規定により船舶職員になることについての承認を受けている者であって、本講習の受講を希望する者

四　受講申請の手続等

受講希望者は、近畿運輸局ホームページの「お知らせ」に掲載の「令和七年度油濁防止管理者養成講習の実施について」から申し込み用ページにアクセスし、令和七年十二月一日（月）から令和七年十二月二十五日（木）までに受講申し込みを行うこと。

なお、受講の受付は先着順とし、受講申請者の数が会場の収容能力を上回る場合には、受講者を制限することもあり得る。

五　講習に関する問い合わせ先

郵便番号　五四〇－八五五八

大阪府大阪市中央区大手前四丁目一番七十六号　大阪合同庁舎第四号館

近畿運輸局海上安全環境部船舶安全環境課

電話番号　〇六（六九四九）六四二六

労　　働

最低賃金の改正決定に関する公示

長野労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年12月１日

長野労働局長　三浦栄一郎

第４号中「１時間1,032円」を「１時間1,095円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年１月１日から効力を生ずる。

熊本労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年12月１日

熊本労働局長　金谷　雅也

第４号中「１時間996円」を「１時間1,063円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年１月１日から効力を生ずる。

熊本労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金（平成20年熊本労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和７年12月１日

熊本労働局長　金谷　雅也

第４号中「１時間1,019円」を「１時間1,074円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年１月１日から効力を生ずる。

選挙告示事項

川　崎　市

選挙

十月二十六日市長の選挙を行つた結果、次の者が当選した。

福田　紀彦（無所属）（男）

井　戸　市

選挙

十月二十六日市長の選挙を行つた結果、次の者が当選した。

久元　喜造（無所属）（男）

公　　告

諸　事　項

工場財団

静岡県御前崎市港6620番地78**合同会社御前崎港バイオマスエナジー**の工場財団に静岡県御前崎市港6620番地78御前崎港バイオマス発電所の工作物等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年12月１日

静岡地方法務局掛川支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１３号
栃木県足利市堀込町3043番地の３
清算株式会社　株式会社なかむら
代表清算人　中村　悦之
１　決定年月日　令和７年11月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（ヒ）第１２号
栃木県那須塩原市宮町３番19号
清算株式会社　株式会社雅城
代表清算人　大島　正浩
１　決定年月日　令和７年11月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（ヒ）第２０７５号
東京都葛飾区東金町３丁目４番６号
清算株式会社　株式会社ＴＫＴＳ
代表清算人　飯野　龍介
１　決定年月日　令和７年11月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第６号
岐阜県飛騨市古川町沼町650番地の２
清算株式会社　株式会社らくよう工芸
代表清算人　中西　大輔
１　決定年月日　令和７年11月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所高山支部

令和７年（ヒ）第４号
兵庫県伊丹市西台１丁目５番21号304
清算株式会社　ＯＮニット株式会社
代表清算人　中島　綱三
１　決定年月日　令和７年11月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所伊丹支部

令和７年（ヒ）第５号
奈良県橿原市小槻町260番地の７
清算株式会社　株式会社エムズハウス
代表清算人　中垣内多美
１　決定年月日　令和７年11月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
奈良地方裁判所葛城支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第４号
茨城県土浦市沢辺字下原57番地29
清算株式会社　株式会社ＨＦ
１　決定年月日　令和７年11月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
水戸地方裁判所土浦支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０４９号
東京都港区芝３丁目32番13号
清算株式会社　日本カーライフアシスト株式会社
代表清算人　平間　研司
１　決定年月日　令和７年11月17日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者（以下、「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権のうち、清算株式会社の財産の換価終了後に開催される協定案可決の決議のための債権者集会の日（以下、「本集会日」という。）において清算株式会社が有する弁済原資（本集会日において、清算株式会社が有する財産から公租公課及び清算に要する費用を控除した金額をいう。以下、「本弁済金」という。）を特別清算開始決定日の前日までの原因に基づいて生じた債権（以下、「弁済対象債権」という）の割合に応じて、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済するものとする。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
２　前項の弁済は、本件協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　本件協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　第１項の本弁済金がない場合、本件協定債権者は、本協定認可決定時において、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全額免除する。

5　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済対象債権の割合に応じて弁済する。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、本件協定債権者が第３項により行った免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

6　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始及び管理命令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記組合はそれぞれ令和七年十一月二十日開催の臨時総代会・臨時総会において令和八年四月一日をもって合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両組合の最終事業年度に係る貸借対照表は、甲及び乙それぞれの主たる事務所に備え置いております。

令和七年十二月一日

秋田県湯沢市北荒町五番八号

（甲）こまち農業協同組合

代表理事組合長　遠田　　武

秋田県雄勝郡羽後町足田字泉田四五番地の一

（乙）うご農業協同組合

代表理事組合長　佐々木常芳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり両社の株主総会の承認決議は令和七年七月三十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　上毛新聞

掲載の日付　令和七年十一月十四日

掲載頁　三頁

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月一日

群馬県太田市新井町五六五番地

（甲）三和産業株式会社

代表取締役　原澤　浩毅

群馬県太田市新井町五六五番地

（乙）有限会社原沢工業

代表取締役　原澤　浩毅

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）http://www.intec.co.jp/pn/

令和七年十二月一日

東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号

（甲）ＴＩＳ株式会社

代表取締役　岡本　安史

富山県富山市牛島新町五番五号

（乙）株式会社インテック

代表取締役　疋田　秀三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年一月三十一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月二十一日

掲載頁　六十九頁（号外第二三四号）

令和七年十二月一日

東京都千代田区富士見二丁目一〇番二号

（甲）インフロニア・ホールディングス株式会社

代表執行役社長　岐部　一誠

東京都千代田区富士見二丁目一〇番二号

（乙）インフロニアデジタルソリューション株式会社

代表取締役　榎原　尚徳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月一日

東京都港区虎ノ門二丁目四番七号Ｔ－ＬＩＴＥ一三階

（甲）ティーダ・パワー01合同会社

代表社員　一般社団法人ティーダホールディングス4

職務執行者　中村　　武

東京都港区虎ノ門二丁目四番七号Ｔ－ＬＩＴＥ一三階

（乙）ＣＳ山口秋穂二島2合同会社

代表社員　一般社団法人ティーダホールディングス4

職務執行者　中村　　武

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月一日

東京都港区虎ノ門二丁目四番七号Ｔ－ＬＩＴＥ一三階

（甲）ティーダ・パワー01合同会社

代表社員　一般社団法人ティーダホールディングス4

職務執行者　中村　　武

東京都港区虎ノ門二丁目四番七号Ｔ－ＬＩＴＥ一三階

（乙）ユニバージー02合同会社

代表社員　一般社団法人ティーダホールディングス6

職務執行者　海老原英征

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　十頁

令和七年十二月一日

東京都台東区上野三丁目二四番六号

（甲）株式会社Ｌｏｏｐ

代表取締役　中村創一郎

東京都台東区上野三丁目二四番六号

（乙）合同会社桜道32

代表社員　株式会社Ｌｏｏｐ

職務執行者　本田　三雄

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併については令和七年十一月十九日付で神奈川県の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月一日

横浜市戸塚区上品濃一六番八

（甲）医療法人社団健齢会

理事長　大屋敷芙志枝

横浜市保土ケ谷区常盤台八四番一号

（乙）医療法人社団伊純会

理事長　大屋敷芙志枝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月一日

愛知県刈谷市今川町田地池三四番地

（甲）合同会社ボラリス

代表社員　杉山　輝男

愛知県岡崎市国正町字西浦一五番地

（乙）合同会社杉山不動産

代表社員　杉山　輝男

愛知県刈谷市今川町田地池九五番地一

（丙）合同会社シリウス

代表社員　杉山　輝男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）https://www.daiichi-koutsu.co.jp/

令和七年十二月一日

島根県益田市あけぼの本町一番地一五

（甲）第一交通株式会社

代表取締役　栗原　教臣

島根県鹿足郡津和野町後田イ五三番地一

（乙）津和野第一交通株式会社

代表取締役　池田　正則

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の保険代理店事業に関して有する権利義務を承継し、乙はこれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は会社法第七八四条第二項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月三日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月七日

掲載頁　十頁

令和七年十二月一日

東京都練馬区高松五丁目八番二〇号

（甲）光が丘興産株式会社

代表取締役　田川　亮

東京都江東区枝川二丁目一三番一号

（乙）株式会社ニチユウ

代表取締役　神野　正美

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するアセットウォッシュ株式会社（住所栃木県鹿沼市栄町一丁目一五番地三）に対して当社の不動産・ランドリー事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年十一月二十八日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月一日

栃木県鹿沼市茂呂六〇二番地

有限会社野澤加工

代表取締役　野澤　雅之

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社暦ライツ（住所東京都渋谷区大山町二六番五号）に対して当社の関東圏の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和八年一月十九日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月一日

東京都渋谷区大山町二六番五号

有限会社レーヌ・リサーチ

取締役　内田　慶太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は黒田株式会社とし、効力発生日は令和八年一月十五日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月一日

札幌市中央区南十三条西七丁目一番一号

黒田合資会社

代表社員　黒田　功

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月一日

北海道札幌市東区本町一条八丁目二番一九号

合同会社つだ

代表社員　津田　進

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月一日

埼玉県戸田市喜沢南二丁目四―一五

光輝合同会社

代表社員　鄭　文偉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月一日

東京都板橋区小豆沢四丁目二七番一一号

山田屋合同会社

代表社員　田口　芳美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月一日

東京都杉並区和泉三丁目五五番五号

合同会社ＲｅｎＤａｎ

代表社員　夏目　佑太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社中村薬局とします。

効力発生日は令和八年二月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年十一月二十一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月一日

神戸市中央区元町通五丁目七番二六号

合名会社中村薬局

代表社員　西村友紀子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月五日であり、組織変更後の商号は株式会社カーングループとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月一日

奈良市富雄元町四丁目一〇―一九―五

合同会社カーングループ

代表社員　カーン・モハメッド・ラシッド

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月一日

福岡市中央区白金一―一七―一八井上コーポ

ＮＥＷ　ＢＥＡＳＴ合同会社

代表社員　孫　煜東

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月一日

福岡市博多区博多駅東一丁目九番一号ＰＡビル二Ｆ

合同会社ドゥ

代表社員　長谷　裕光

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千三百十六万六千五百九十四円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月一日

茨城県つくば市御幸が丘二七番地Ｓａｋｕ Ｌａｂ－Ｔｓｕｋｕｂａ

株式会社Ａｒｒｏｗｓｍｉｔｈ

代表取締役　安藤　弘樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億円減少し十五億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十二月一日

掲載頁　二頁

令和七年十二月一日

東京都港区赤坂二丁目一七番七号赤坂溜池タワー四階　リクイドネット証券株式会社

代表取締役　山口　博志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月一日

石川県金沢市東町三二番

株式会社ａｒｕｊｉ

代表取締役　田島　充幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fma.co.jp/p/company/ascent/

令和七年十二月一日

名古屋市中区千代田二丁目一五番一八号

株式会社アセント

代表取締役　石田　寿弥

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月十六日を基準日と定め、同日九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式六十株を六千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十二月一日

東京都足立区六月一丁目二番一一号

有限会社ＲＳＳエブリ

代表取締役　石川　拓彦

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和七年十二月一日

横浜市中区翁町一丁目四番一号

株式会社アルテジェネシス

代表取締役　吉村　栄義

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月一日

北海道河東郡音更町木野大通東四丁目一番地

株式会社丸信増山商会

代表取締役　増中　智宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月一日

札幌市北区新琴似八条六丁目一番六号

大栄建設株式会社

代表取締役　里　圭介

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月一日

神奈川県川崎市幸区南加瀬五丁目一一番一八号

株式会社東亜

代表取締役　新井　有羅

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月一日

岡山県倉敷市新倉敷駅前五丁目一九六番地

株式会社中国電業舎

代表取締役　髙田　大輔

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年一月一日です。

令和七年十二月一日

岡山県倉敷市新倉敷駅前五丁目一九六番地

株式会社中国電業舎

代表取締役　髙田　大輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月一日

長崎市京泊三丁目三番一号

長崎魚市株式会社

代表取締役　多田　聖一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である戸田昭が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月一日

東京都品川区南大井六丁目二四番一四号七〇三号室

上海皓翔商務諮詢有限公司

日本における代表者　戸田　昭

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資一億五百万口を消却して一億七千八十万口とすることにいたしましたので、当該優先出資に係る優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年一月六日までに当社にご提出下さい。

令和七年十二月一日

東京都千代田区麹町五丁目一番地九階成倫税理士法人内　シルバー３特定目的会社

取締役　岡本　哲治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一六〇頁（号外第一四六号）

令和七年十二月一日

東京都千代田区麹町五丁目一番地九階成倫税理士法人内　シルバー３特定目的会社

取締役　岡本　哲治

訂正公告

令和七年十一月二十六日（号外第二五八号）掲載の被相続人　亡　尾前　義秋に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「相続財産清算人　司法書士　引田　俊彦」とあるは、「相続財産清算人　司法書士　引田　敏彦」の誤りにつき訂正します。

令和七年十二月一日

扱　店

取消公告

令和七年十一月二十六日（号外第二五八号）掲載の合併公告及び新設分割公告及び決算公告（枠組）を取消します。

令和七年十二月一日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

（甲）株式会社Ｔｒｙｓ

代表取締役　小林　泰平

福岡市中央区渡辺通二丁目九番二二号西鉄渡辺通ビル

（乙）株式会社グローバルギア

代表取締役　佐藤　竜史